

|                            |                               |
|----------------------------|-------------------------------|
| 特別<br>障害<br>給付<br>金調<br>査証 | 第<br>令和<br>年<br>号<br>月<br>日交付 |
|                            | 官職又は職名<br>氏<br>名              |

厚生労働大臣、  
地方厚生局長、  
地方厚生支局長  
又は、日本年金  
機構の印

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(抄)

(支給の制限)

第九条(第十三条 (略))

第十四条 特別障害給付金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 特定障害者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。
- 二 特定障害者が、正当な理由がなくて、第二十八条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

(調査)

第二十八条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、受給資格の有無及び特別障害給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し特定障害者その他の関係者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をして特定障害者の障害の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によって質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第三十二条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十一条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第五号、第七号及び第八号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一(六) (略)

七 第二十八条第一項の規定による命令及び質問並びに同条第二項の規定による命令及び診断

八・九 (略)

2(4) (略)

◎ この証は、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折りとすること。